

船舶事故調査報告書

平成31年2月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	旅客負傷
発生日時	平成29年8月17日 12時34分ごろ
発生場所	静岡県熱海市初島北西方沖 初島灯台から真方位310° 1,180m付近 （概位 北緯35° 2.7′ 東経139° 9.8′）
事故の概要	プレジャーボートエクシブ7は、北進中、船体の上下動により旅客1人が負傷した。
事故調査の経過	平成30年5月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート エクシブ7、5トン未満 235-28157静岡、リゾートトラスト株式会社（A社） 5.70m（Lr）×2.14m×1.03m、FRP ガソリン機関、66.20kW、平成4年5月
乗組員等に関する情報	船長 女性 23歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和27年10月5日 免許証交付日 平成27年10月5日 （平成32年10月4日まで有効） 旅客A 女性 49歳
死傷者等	重傷 1人（旅客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風速 約0.4m/s、視界 良好 海象：うねり 波向北、波高約0.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、A社のアクティビティとして観光客等に対し、滑走、旋回、蛇行及び波越えなどを行い、しぶきを上げて遊走し、爽快感を体験させる企画（以下「本件企画」という。）で、平成29年8月17日第2組目として旅客2人を後部座席に座らせ、12時32分ごろ初島漁港 ^{いそこしやま} 越山地区の係留場所を発した。 船長は、初島北方沖に向けて、北進中、約20ノット(kn)の速力（対地速力、以下同じ。）で本件企画の蛇行と波越えを開始した。

	<p>本船は、蛇行を開始して北進していたところ、船首方向からのうねりを乗り越え、船体が上下に動揺して、何度も衝撃を受けた。</p> <p>旅客Aは、12時34分ごろ、右手でグリップを掴み、後部座席右側に座っていたところ、船体が上下に動揺して身体が宙に浮いた後、でん部から座席に落ちて負傷した。</p> <p>旅客Aは、係留場所に戻った後、A社所有の他の船舶で熱海市熱海港に向かい、到着後、救急車により病院に搬送され、第2腰椎椎体骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船、写真2 本船の後部座席付近 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件企画は、平成29年に初めてA社が立案して実施されることとなり、7月22日から8月31日まで1日15回実施する予定であった。</p> <p>A社は、初島周遊航路等の旅客不定期航路事業に関する管理船舶6隻の安全管理規程を届け出ていたが、本船は、レンタルボートとして使用されていたので、同届出に含まれてはいなかった。</p> <p>A社は、本件企画に対応した運航基準を定めていなかったが、旅客不定期航路事業の基準を本船に準用していた。</p> <p>船長は、出港前に旅客に対し、航行中は船体が大きく揺れるので、グリップに掴まることなどの注意事項を伝えていたものの、旅客から、水上オートバイの経験があると聞いたので、船体の動揺には慣れていると思った。</p> <p>旅客の座った後部座席には、背もたれ及び座席ベルトがなく、厚さ約9cmのクッションが置かれ、掴まることができるグリップが両舷側にのみ設置されていた。</p> <p>船長は、本件企画の蛇行と波越えを行う目的で、うねりに直角に入るように、操船していた。</p> <p>船長は、波を乗り越えた際は減速する措置を講じていたものの、本事故が発生したと、本事故後に思った。</p> <p>本事故発生時、船長は、エンジン音等で、旅客の声が聞こえなかったため、複数回の衝撃で旅客が掛けていた眼鏡が飛んで落ちるなどの異常に気付くのが遅れた。</p> <p>船長及び旅客は救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、初島の北西方沖において、北進中、約20knの速力で船首方からの連続した波高約0.5mのうねりを乗り越えたことから、船体が上下に動揺し、後部座席にいた旅客Aの身体が宙に浮いた後、で</p>

	ん部から座席に落下し、衝撃を受けて負傷したものと考えられる。
原因	<p>本事故は、本船が、初島の北西方沖において、北進中、約20knの速力で船首方からの連続した波高約0.5mのうねりを乗り越えたため、船体が上下に動揺し、後部座席に座っていた旅客Aの身体が宙に浮いた後、でん部から座席に落下し、衝撃を受けたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>A社は、本事故後、管理船舶の船長に対し、本事故の概要を周知するとともに、再発防止策として次の改善措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件企画を中止するとともに、企画段階から危険を回避するため、チェック機能を持った部署を新設した。 ・ 船長の適正と操船練度を確認する、船長適正チェックリストを作成した。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 波のある海域では、旅客の安全に配慮し、船体動揺を軽減できる速力で航行すること。 ・ 船舶所有者等は企画に応じた運航基準を定め、所管の運輸局に安全管理規程の策定又は変更を届け出ること。 ・ 企画の危険を正しく評価し、危険の程度に応じた座席ベルトなどの安全設備を設置すること。 ・ 航行中は乗客からの緊急事態の要請に速やかに対応できるようにすること。

付図1 事故発生経過概略図

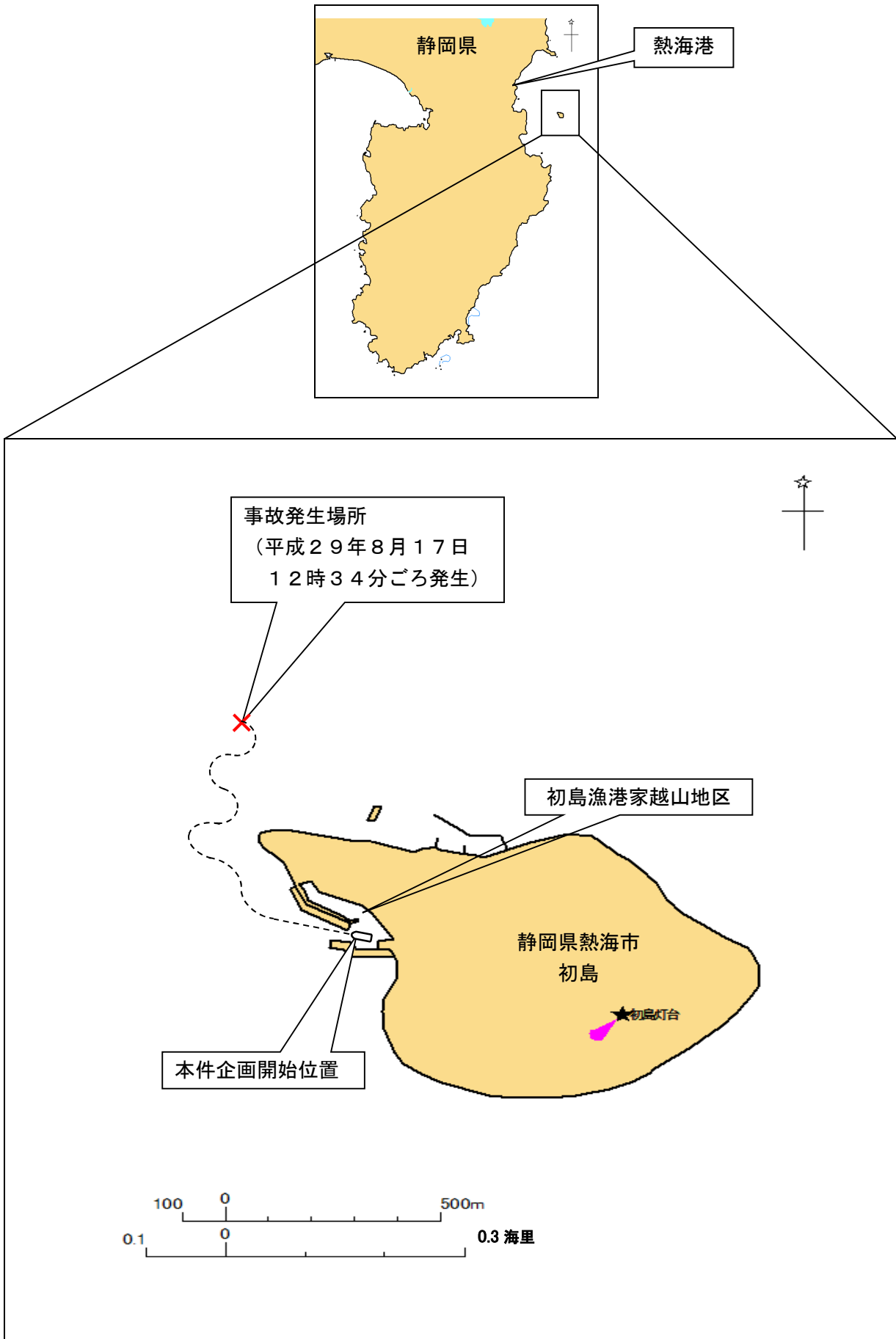


写真1 本船



旅客が座っていた場所

写真2 本船の後部座席付近



旅客Aが掴まることができたグリップ

旅客Bが掴まることができたグリップ

厚さ約9cmのクッション